

専利法（特許権侵害の損害賠償の計算及び立証について）

最高法院が特許権侵害案件における損害賠償の計算方法及び立証方法を判示した事例

【書誌事項】

当事者：A社（上告人、被告）v. B社（被上告人、原告）

判断主体：最高法院

事件番号：103年台上字第1843号民事判決

言渡し日：2014年9月5日

事件の経過：上告棄却

【概要】

最高法院は、特許権侵害の損害賠償の計算及び立証に関して、「特許権侵害品の市場単価」に「年間数量」を乗じて得た額に更に「当年度純利益率」を乗じる方法で計算できることを明示した。

【事実関係】

B社は、台湾実用新案第195314号「多功能保眼眼罩之改良構造」（以下「係争特許」という）の特許権者であり、係争特許の技術で「舒眼立康」という製品を製造し、販売している。A社は2005年7月から「iCare200 按眼舒」という製品（以下「係争製品」という）を販売し、B社は係争製品が係争特許を侵害したと主張し、損害賠償を請求した。本件は、台湾台北地方法院による第1審、控訴審を経て、さらに最高法院が破棄差戻しをした後、更審を経て、また最高裁判所による破棄差戻しがされ、さらに更二審を経て、このたび最高法院は上告人たるB社の請求を認め、上告人たるA社の上告を却下し、本件は確定した。

【判決内容】

最高法院は、A社が係争製品を販売することで係争特許を侵害したと認め、特許権侵害の損害賠償の計算及び立証に関し、「特許権侵害品の市場単価」に「年間数量」を乗じて得た額に更に「当年度純利益率」を乗じる方法で計算できることを明示した。本件特許権者は、特許権侵害品を購入した領収書を提出して特許権侵害品の市場価格を立証し、且つ特許権侵害者が特許権侵害品を輸入した時の「財政部関税総局輸入伝票」をもって、特許権侵害品の年間輸入数量を立証し、且つ特許権侵害者の「会社損益及び税額計算書」をもって、特許権侵害をした会社の侵害期間の純利益率を立証した。最高裁判所は、前掲立証方法を認め、且つ市場調査会社による台湾家庭部門における健康器具使用の市場調査報告を斟酌し、特許権侵害者が輸入した商品が既に完売したと認定し、特

許権者即ち被上告人の請求は理由があると認めた。さらに最高法院は、本件特許権侵害者は特許権侵害品の製造者ではなく、特許権侵害品の輸入販売者なので、分業化・細分化が進む現代産業において、必ずしも係争特許の存在を知っていたわけではないとして、過失に基づく権利侵害責任にとどまるとした。

【専門家からのアドバイス】

台湾の現行専利法第 97 条に「前条により損害賠償を請求する際は、次の各号のいずれかの方法によりその損害額を算定することができる。一、民法第 216 条の規定に基づく。但し、その損害を証明するための証拠や方法を提供することができない場合、発明特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた差額をその損害額とすることができる。二、侵害者が侵害行為により得た利益に基づく。三、当該発明特許の実施を許諾し実施させることで受取ることができる実施料に相当する金額をその損害額とする。前項の規定に基づき、侵害行為が故意である場合、裁判所は被害者の請求により、侵害の情状に基づき、損害額以上の賠償を定めることができる。但し、証明された損害額の三倍を超えてはならない」と規定されている。本件につき最高法院は専利法第 97 条第 2 号「侵害者が侵害行為により得た利益に基づく」の損害賠償の計算方法について、「特許権侵害品の市場単価」に「年間数量」を乗じて得た額に更に「当年度純利益率」を乗じる方法で計算できることを明示したうえ、権利侵害品の市場における販売状況の立証につき、市場調査業者の調査報告を参酌することを明示した。上掲の最新の実務の動向は、今後台湾で権利侵害訴訟を提起する企業にとって参考とすることができる。